

公募要領

令和8年度

沖縄・ハワイ等アジア太平洋島嶼地域連携推進事業
委託業務

令和8年3月

沖縄県

1 委託業務の名称

沖縄・ハワイ等アジア太平洋島嶼地域連携推進事業委託業務

2 業務目的

本委託業務は、地理的、自然的特性等で多くの共通点を有するハワイを含むアジア太平洋島嶼地域の科学技術・産業振興分野の研究者との研究交流を通し、本県における国際的視点を有する共同研究・産学連携等の推進につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月19日

4 予算額

(1) 委託費の上限額は、900千円以内（消費税および地方消費税を含む）とする。

(2) 委託件数は2件とする。

※各経費は税抜き価格とし、別途消費税を計上する。

※当該金額は、企画提案のために提示する上限額であり、契約金額ではない。

5 業務の内容

本業務の内容については、「令和8年度沖縄・ハワイ等アジア太平洋島嶼地域連携推進事業委託業務企画提案仕様書」に基づく。

6 応募資格

応募資格のある者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 沖縄県内の大学等及び沖縄県内に事業所（支店、営業所含む）を有する法人に属する者であること。
- (2) 受託者の所属機関において本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 受託者及び受託者の所属機関が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

<参考>地方自治法施行令第167条の4第1項（抜粋）

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 受託者及び受託者の所属機関が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 受託者の所属機関が沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第6条に基づき、以下のいずれにも該当しないこと。
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合

は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- ② 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (8) 地方自治法、地方財政法及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (9) 本業務を履行できる体制が整備されていること。
- (10) 事業者が社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある場合は、これらに加入していること。
- (11) 沖縄県情報セキュリティ基本方針及び対策基準をはじめ、その他組織に適用されるセキュリティポリシー等を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じていること。

7 応募方法

受託を希望する研究責任者は所属機関の了承を得た上で下記によりご提出ください。

(1) 提出書類

公募要領に従い提案書を作成し、期限までに持参又は郵送にてご提出ください。

提出書類	様式
①企画提案応募申請書	様式1
②企画提案書	様式2
③実施計画書	様式3
④経費見積書	様式4
⑤研究交流実施体制	様式5
⑥誓約書	様式6

(2) 提出資料

提出書類①～⑤ 各4部(正本1部及びコピー3部)

提出書類⑥ 1部

提出書類のファイルを保存した電子媒体(CD-R、USBメモリ等)

※申請書は全てA4サイズ(縦向き)とし、様式を崩さず1ページに1枚で印刷し、ホッチキス等で固定せず、ゼムクリップやクリアファイルなどで仮留め願います。

(3) 提出期限

令和8年4月30日(木)16時必着(郵送含む)

(4) 提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁7階

沖縄県企画部 科学技術振興課 担当：島袋

※持参の場合は、土・日・祝日を除く9時から16時の間に提出してください。

※郵送の場合は、封筒に「沖縄・ハワイ等アジア太平洋島嶼地域連携推進事業委託業務に係る提出書類在中」と朱書きの上、配達証明ができる方法(特定記録、簡易書留等)で送付して下さい。

※電子メール及びFAXによる提出は受け付けません。

※提出された書類は返却しませんので、御了承下さい。

(5) 不受理及び無効に関する事項

① 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。それ以外の言語及び通貨を用いる書類は受理できません。

② 応募資格を有しない者の提案、又は事実と異なる内容の提案など、不備がある提案書は受理できません。

8 選定方法

(1) 選定方法

県が設置する企画選定委員会において、書類審査を実施し選定します。

選定は非公開で実施することとし、選定の経過等、選定に関する問い合わせには応じられません。

審査結果については、応募のあった全ての研究責任者に対し、文書で通知いたします。

(2) 選定基準

選定は主に次の項目について行われます。

ア 事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること(適合性)。

本委託事業終了後も共同研究等の継続を見据えた内容であること。

沖縄県の科学技術又は産業の振興や社会課題解決への貢献が期待されること。

イ 企画提案、研究交流体制、事業スケジュールなどの内容が妥当であり、かつ企画提案内容に必要な業務遂行能力を有しており、実現可能な提案内容となっていること(実現性)。

ウ 企画提案の内容や国際的研究ネットワーク構築に向けた取り組みについて具体性のある提案内容であること(提案内容の具体性)。

エ 妥当な積算となっていること(積算の妥当性)。

オ ア～エの各選定項目を踏まえた全体的な評価(総合評価)

(3) スケジュール（予定）

- 3月 13日（金） ----- 公募開始
- 4月 17日（金） 16時 ----- 質問締切
- 4月 30日（木） 16時 ----- 公募資料締切（企画提案応募申請書等）
- 5月上旬（予定） ----- 書類審査
- 5月下旬（予定） ----- 委託業者決定、契約締結

9 契約

(1) 契約の締結

企画選定第1位及び第2位選定者と業務内容及び契約金額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約します。ただし、選定条件として提案書における実施計画、実施体制、積算等の見直しを求めることがあります。

また、県と選定者の間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議を行い、合意に至った場合に契約するものとします。提出のあったいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募をすることがあります。

(2) 契約金額

協議により合意に至った選定者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定します。なお、企画提案時に提出された経費見積書と同額にならない場合があります。

(3) 契約保証金

契約締結時に、沖縄県財務規則第101条第1項により契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要があります。ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合があります。

<参考> 沖縄県財務規則第101条第2項（抜粋）

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

10 対象経費

(1) 経費の区分

本事業の対象経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費であり、原則として以下の経費が対象となります。

経費項目	内容
I 直接労務費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II 直接経費	
1 旅費	事業従事者に対する事業実施に必要な出張に係る経費（研究交流、打ち合わせ等）
2 謝金・費用弁償	事業を行うために必要な委員等謝金、委員等旅費
3 消耗品費	事業を行うために必要な物品の購入に要する経費 ※ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるものであって、単価が10万円未満のもの。
4 印刷製本費	事業成果報告書等の印刷製本に要する経費
5 会議費	事業実施に必要な会議、交流会、シンポジウム・セミナー等、会場借料、機材借料等に要する経費
6 その他 必要経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送料等）
III 間接経費 (一般管理費)	事業実施に必要な経費の中で、証憑書類による確認が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時に一定割合で認める経費。 「I 直接人件費」+「II 直接経費」の合計額の10%以内とします。
IV 再委託費	沖縄県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
V 消費税及び 地方消費税	上記I～IVの項目は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を計上します。

- ① 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するに当たっての一切の費用を積算してください。
- ② 各経費へ計上する際は、労務費等の消費税額が含まれていないものについては、その額を計上し、消耗品費や印刷製本費等のすでに消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して計上してください。消費税については、各経費を合計した後に乗じてください。消費税に小数点以下の端数が発生した場合は切捨て。ただし、免税事業者である場合は、消費税が含まれているものについてもその額を経費として計上してください。
- ③ 10万円以上の物品については、原則として購入せず、リース等で用意してください。

- ④ 各見積単価は、根拠とした基準又は業者見積等を記載してください。
- ⑤ 労務費単価は、根拠とした算出方法（「委託事業事務処理マニュアル：経済産業省大臣官房会計課 R3.1月」等参考）を記載し、法人独自の受託業務に係る単価規程等を根拠としている場合は、その単価の積算方法及び根拠とした基準資料を添付してください。
- ⑥ 一般管理費を計上する場合は、以下により積算してください。

【一般管理費積算基準】

直接経費（A人件費＋B事業費（再委託費・外注費は対象外））×10%以内

- ⑦ 直接経費として計上できない経費
 - ア 建物等施設に関する経費
 - ア 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
 - イ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - ウ その他事業に関係のない経費

(2) 経費の内容

応募時には、実施期間中における所要見込額を積算していただきますが、実際に支出できる経費の額は、採択後、審査結果等に基づき協議の上決定しますので、あらかじめご了承下さい。

(3) その他

- ① 経費算定の対象は、原則として委託期間中に委託業務を行うにあたって発生し、かつ、支払われる経費とし、委託期間外に発生又は支払われる経費は認めないものとします。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものは経費精算対象とします。
- ② 委託事業の実施期間の終了日までに実績報告書を県に提出いただき、原則、委託金額の確定後に精算払いとなります。

11 留意事項

- (1) 秘密の保持について、本事業のためにのみ用いることとし、厳重に管理いたします。取得した情報については、特定の個人を識別しない状態で統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報、法令等により提供を求められた場合を除き、上記の目的以外で利用することはありません。
- (2) 受託者は、委託業務の管理、成果物の取扱い等、業務の全てに責任を持つこととします。
- (3) 受託者は、委託業務全体の経費について、合理的な処理及び適切な管理を行うものとします。
- (4) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、県は受託者に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、受託

者名及び不正内容の公表、刑事告訴等の措置をとることがあります。

- (5) 事業終了後、追跡調査や事後評価に御協力いただく場合があります。あらかじめ御了承下さい。

12 問い合わせ先

本公募内容に関する質問等に関しては、令和8年3月13日（金）から令和8年4月17日（金）16:00までに限り下記宛てにEメールで受け付けます。※電話でのご質問には応じられません。

お問い合わせの際は、件名を「【質問(質問者名)】沖縄・ハワイ等アジア太平洋島嶼地域連携推進事業委託業務」とご記載ください。回答は沖縄県HPへ随時掲載いたします。

【問い合わせ先】

沖縄県企画部 科学技術振興課 科学振興班 島袋

Eメール：aa012100@pref.okinawa.lg.jp